

山岳登山の総合保険・エグゼクティブプラン

地震・噴火・津波危険補償特約、運動等危険補償特約セット傷害総合保険

【補償内容と保険料】

◆就業中対象外プラン（就業中の危険補償対象外特約）

有職者の方で工作中的の労災事故を補償しないプランです。工作中以外の私生活の事故によるケガを補償します。無職者・学生の方ではご加入できません。なお、有職者でも自営業や仕事と私生活の区別のない勤務形態など、このプランではお引受け出来ない場合があります。

◆職種級別 A, B プラン

工作中的の事故や私生活の事故を補償するプランです。職種級別により保険料が違います。

別途職種級別表をご確認下さい。

		就業中対象外プラン	職種級別 A プラン	職種級別 B プラン
保 険 金 額	死亡	200万円	200万円	200万円
	後遺障害 (障害の程度に応じて)	8万円～200万円	8万円～200万円	8万円～200万円
	入院保険金日額 (1事故につき180日限度)	1,500円	1,500円	1,500円
	手術保険金 (1事故につき1回)	15千円/7.5千円 (入院中/入院中以外)	15千円/7.5千円 (入院中/入院中以外)	15千円/7.5千円 (入院中/入院中以外)
	通院保険金日額 (1事故につき90日限度)	1,000円	1,000円	1,000円
	傷害医療費用(事故の日から 365日以内の費用)	100万円限度 (1事故につき)	100万円限度 (1事故につき)	100万円限度 (1事故につき)
	携行品損害 (保険期間を通じて)	20万円限度 (自己負担額3千円)	20万円限度 (自己負担額3千円)	20万円限度 (自己負担額3千円)
	救援者費用 (保険期間を通じて)	500万円限度	500万円限度	500万円限度
遭難捜索追加費用 (保険期間を通じて)	30万円限度	30万円限度	30万円限度	
保 険 料	保険期間1年	21,580円	25,320円	28,730円
	保険期間3年	53,960円	63,360円	71,900円
	保険期間5年	86,300円	101,280円	114,910円

◆遭難捜索費用補償特約の保険金額を選択してください。

遭難捜索費用保険金額 (保険期間を通じて)		100万円限度	150万円限度	200万円限度
保 険 料	保険期間1年	4,340円	6,510円	8,680円
	保険期間3年	10,850円	16,280円	21,700円
	保険期間5年	17,360円	26,040円	34,720円

◆各プランに個人賠償責任補償特約をセットする場合は以下の保険料を追加して下さい。

個人賠償責任保険金額 1億円限度(1事故につき)	保険期間1年	920円
	保険期間3年	2,300円
	保険期間5年	3,680円

* 上記の保険料表は各保険期間とも被保険者1名分あたりの保険金額および保険料です。

* 保険料払込方法は各保険期間とも一時払となります。

【当プランの特長】

◆遭難捜索費用補償特約のセットにより日本国内における登山中の雪崩、滑落、ケガ、道迷い、高山病、熱射病、心筋梗塞や脳溢血など予期せぬ病気が原因による遭難が明らかな場合、または遭難が明らかでない場合で下山予定日の翌日午前0時以降48時間が経過し、親族が警察等公的機関に捜索を要請したことで遭難とみなし、その捜索・救助にかかった費用の実費を保険金額を限度にお支払いします。

【特にご注意ください】

◆遭難捜索費用補償特約・遭難捜索追加費用補償特約を除く他の項目では、病気および次の症状などは補償されません。症状とは脳卒中、脳溢血、心筋梗塞、高山病、熱射病、熱中症、疲労、靴擦れ、むち打ち症や腰痛その他の症状などでそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものなどをいいます。

【捜索・救助費用を補償する主な登山・スポーツの例】

日本国内における、

◆積雪期登山、残雪期登山、藪こぎ登山、ロッククライミング、フリークライミング、ボルダリング、フリーソロ、アルパインクライミング、本番ルート、バリエーションルート、マルチピッチ、エイドクライミング（人工登攀）、アイスクライミング、沢登り、シャワークライミングなどのスポーツ登山

◆バックカントリースキー、エクストリームスキー、バックカントリースノーボード、スノーシュー、スノーラケットなどのゲレンデを飛び出したスノースポーツ登山

◆縦走登山、トレイルランニング、山岳MTB、ハイキング、トレッキングなどの一般登山

【傷害医療ありプランの場合、ケガの治療費も補償】

捜索・救助費用を補償する主な登山・スポーツの例のケガのほか

◆例えば私生活のこんな事故でケガをした場合

ハチ・クマに襲われた、階段から落ちた、電車・飛行機・船舶等に搭乗中の事故、日曜大工中にケガ、料理中にヤケドをした、など

◆例えば私生活のこんなスポーツ中の事故でケガをした場合

キャンプ、海・河・湖での釣り、サイクリング、自転車ツーリング、カヌーやカヤック、スキューバダイビング、スキンドайビング、サーフボード、ウインドサーフィン、ゲレンデスキー、ゲレンデスノーボード、ゲレンデスノースクート、クロスカントリースキー、ゲレンデテレマークスキー、パラグライダー、など

【セットされている特約など特長の説明】

◆死亡保険金

ケガにより亡くなった場合に、保険金をお支払いします。

◆後遺障害保険金

ケガにより後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

◆入院保険金

ケガにより入院した場合に、保険金をお支払いします。

◆手術保険金

ケガの治療のため、所定の手術を受けた場合に、保険金をお支払いします。

◆通院保険金

ケガにより通院した場合に、保険金をお支払いします。

◆傷害医療費用保険金

ケガの治療のために負担した公的医療保険制度の一部負担金などの費用をお支払いします。

◆地震・噴火・津波危険補償特約

地震・噴火・津波によりケガをした場合に、保険金をお支払いします。

◆救済者費用等補償特約

偶然な事故による遭難や旅先でのケガによる入院などで、捜索・救助・移送などの費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。

◆遭難捜索費用補償特約

山岳登山行程中の遭難により、捜索・救助などのため捜索活動を行った者に対し、支払った費用をお支払いします。

◆遭難捜索追加費用補償特約

山岳登山行程中の遭難により、被保険者やその親族などが負担した移送費用などをお支払いします。

◆携行品損害補償特約【再調達価額補償型】

外出中の事故により持ち物に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

◆個人賠償責任補償特約（オプションでご選択の場合）

他人にケガをさせたり他人の物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

引受保険会社
AIG損害保険株式会社
埼玉統括部さいたま営業課
埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54
Tel 048-641-4050
承認番号：18G03692

取扱代理店
木村総合保険事務所有限公司
埼玉県久喜市久喜東3-27-23
Tel 0480-21-7585
Mailto:office@kshj.co.jp



お問合せQRコード